

## 大気環境基準の確保に係る評価方法について

自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づき、平成23年3月に変更された総量削減基本方針では、「平成32年度までに対策地域においてNO<sub>2</sub>及びSPMに係る大気環境基準を確保する」ことを目標としている。(以下、この目標の目指す「対策地域におけるNO<sub>2</sub>及びSPMに係る大気環境基準の確保」を、「環境基準確保」という。)

環境基準確保の評価にあたっては、環境基準を達成していることのみならず、その状況が維持されているかどうかの考察が必要である。具体的には、環境基準確保の考え方は総量削減基本方針の中間レビュー（平成29年3月）において、以下のように整理されている。

- ① 常時監視測定局における継続的・安定的な環境基準達成
- ② 常時監視測定局がない場所においても汚染の広がりを考慮

これらの評価方法については以下のとおり。

①常時監視測定局の継続的・安定的な環境基準達成に係る評価		
評価	評価方法	
(ア) 測定データの経年的な推移（長期的及び短期的な変動等）から、環境基準値を超過する可能性が十分低いと考えられること。	長期的	・至近10年度（平成23年度～令和2年度）の測定局における年平均値等の濃度が減少傾向（あるいは低濃度で横ばい）にあること。
	短期的	・至近3年度（平成30年度～令和2年度）において、これまでの濃度の上昇幅等を踏まえても、環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベルであること。
(イ) 自動車からの排出量が低減傾向又は横ばいであるか、少なくとも現状の変化が継続した場合に環境基準値を超過する状況まで悪化すると考えられないこと。	・対策地域内の自動車からのNO <sub>x</sub> 排出量、PM排出量が基準年度から減少傾向または横ばいであること。	
②対策地域全体における面的評価		
評価	評価方法	
数値計算手法及び測定手法を組み合わせ、「面的評価」を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路沿道の「交差点付近」、「交差点間」において、数値計算手法により判定用算定値を算出する。</li> <li>・数値計算手法にて、環境基準を超過する恐れがあると判定された地点（非適合）については、当該地において簡易測定等を実施し、その結果と組み合わせ評価の再判定を行う。</li> </ul>	